

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和7年9月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課 保健センター 母子保健係
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康づくり課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在せる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生</p>
9. 監査		
実施の有無	[]自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策		<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないとになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようになっている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 開通情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課 保健センター 健康推進係	健康づくり課 保健センター 母子保健係	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 開通情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	健康づくり課長	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 開通情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 開通情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	健康づくり課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	事後	組織改正による名称変更
令和7年4月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年4月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 開通情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種登録システム(VRS)へ接種記録登録を行った場合 ・接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び児童の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 開通情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 開通情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の第10項及び第93項の2項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成20年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種登録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託元への提供)	・番号法第9条第1項 別表の14の項、128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[番号法第19条第7号及び別表第二】 〔別表第二における情報照会の根拠〕 ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するため第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることがあるとされている項 1602、17、18、19 ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものを処理するため第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることがあるとされている項 115の2項 〔別表第二における情報提供の根拠〕 ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 1602、1603 ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か の対策は十分か	記載無し	(以下の内容を追記) 十分である	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	記載無し	(以下の内容を追記) ①マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行ふこと。 ・申請者がマイナンバーが得られない場合のみ行なう住基ネット照会は、4情報又は住所を含む5情報による照会を原則とする。 ・複数人での申請や上長による最終確認を行ふなどマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最優先度が高いと考えられる対策	記載無し	(以下の内容を選択) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載無し	(以下の内容を選択) 十分である	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載無し	(以下の内容を追記) 特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセス可能な機関は、ユーザーIDとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定期退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようしている。また、不正操作がいかにアカウントを記録が必要な場合に分析を行ふことにならっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更